

習志野市教育委員会会議録
(平成28年第7回定例会)

- 1 期 日 平成28年7月27日(水)
教育委員会1階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時00分
- 2 出席委員
- | | | | |
|--|-------|-----|-----|
| | 委 員 長 | 梓 澤 | キヨ子 |
| | 委 員 | 古 本 | 敬 明 |
| | 委 員 | 原 田 | 孝 子 |
| | 委 員 | 貞 廣 | 斎 子 |
| | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
- 3 出席職員
- | | | |
|----------------|-----|-----|
| 学校教育部長 | 櫻 井 | 健 之 |
| 生涯学習部長 | 井 澤 | 修 美 |
| 学校教育部次長 | 小 熊 | 隆 |
| 生涯学習部次長 | 斉 藤 | 勝 雄 |
| 学校教育部副参事 | 竹 田 | 佳 司 |
| 学校教育部・生涯学習部副技監 | 遠 藤 | 良 宣 |
| 教育総務課長 | 小野寺 | 良 夫 |
| 学校教育課長 | 高 橋 | 孝 志 |
| 指導課長 | 上 原 | 宏 |
| 習志野高校事務長 | 長 沼 | 仁 |
| 総合教育センター所長 | 米 澤 | 弘 実 |
| 社会教育課長 | 佐々木 | 博 文 |
| 生涯スポーツ課長 | 柴 野 | 文 明 |
| 青少年課長 | 佐久間 | 心 之 |
| 青少年センター所長 | 浦 野 | 哲 |
| 菊田公民館長 | 関 | 文 雄 |
| 大久保図書館長 | 岡 野 | 重 吾 |
| 学校教育部主幹 | 三 角 | 寿 人 |
| 学校教育部主幹 | 奥 山 | 英 俊 |
| 学校教育部主幹 | 宍 倉 | 順 子 |
| 学校教育部主幹 | 田 中 | 憲一郎 |
| 学校教育部主幹 | 小 澤 | 由 香 |
| 学校教育部主幹 | 鶴 沢 | 慈 彦 |
| 生涯学習部主幹 | 中 村 | 裕 美 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 平成28年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 平成27年度教育費予算の繰越しについて
- (3) 市立実花幼稚園及びつくし幼稚園の私立化進捗状況について
- (4) 平成28年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について

第3 議決事項

- 議案第31号 平成28年度教育費予算案(9月補正)について
- 議案第32号 平成29年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について
- 議案第33号 平成29年度使用教科用図書の採択について
(習志野市立習志野高等学校の図書)
- 議案第34号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について
- 議案第35号 習志野市生涯学習地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 平成29年度使用教科用図書の採択について
(小学校、中学校及び特別支援教育の図書)

第4 協議事項

- 協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

5 会議内容

梓澤委員長が

平成28年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第31号及び第33号ないし第37号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、議案第31号、第35号及び第36号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、議案第33号及び第37号は、教科用図書採択の業務が完了した後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成28年第6回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 平成28年習志野市議会第2回定例会一般質問等について (教育総務課)

小野寺教育総務課長

市議会での一般質問等の内容について、報告する。教育委員会に関する一般質問は、9名の議員から15件があった。前回は、18名の議員から35件の質問であった。一般質問のほか、教育委員会に関わる請願・陳情が5件あった。

教育委員会に関連する一般質問についての総括としては、学校教育に関わるものとして、グラウンド利用など谷津小学校に係るもの、学校の熱中症対策、就学援助制度、教員の健康管理、このほか、市立幼稚園の民営化として、現状と今後の計画についての質問があった。また、生涯学習に関わるものでは、前回に引き続き、放課後児童会に係ること、放課後児童健全育成事業として放課後子ども教室の本市の現状についての質問があった。本日は、通告番号9番 藤崎ちさこ議員から質問のあった、「1. 放課後児童会の保育環境の充実と支援員の処遇の改善について」、通告番号22番、関根洋幸議員から質問のあった、「2. 市立幼稚園の民営化について」を取り上げて、所管課より説明をする、と概要を説明

佐久間青少年課長

通告番号9番、藤崎議員より、放課後児童会の保育環境の充実と支援員の処遇の改善について、質問を受けた。このことについて、以前から議会で取り上げられているところではあるが、このたび児童受入れ拡大に伴い、学校の余裕教室等を活用した教室整備を行うとともに、本年度より支援員の賃金を引上げ、雇用の拡大に努めていると回答した。また、賃金を引き上げたところではあるが、支援員不足による待機児童が発生していることから、支援員の確保策として期待される民間委託の導入に向け、現在、近隣市へ視察を行い、本市における運営効果について検証しているところであり、民間委託の導入に向けた取り組み内容については、保護者へ情報提供し、今後も説明に努めると回答をした。教育長による1回目の答弁後、民間委託導入に関連した8項目の再質問を受け、資料に記載のとおり答弁を行っている。

なお、現在、民間委託に関する検証を行っており、取り纏まり次第、教育委員会会議で報告をする予定である、と概要を説明

小澤学校教育部主幹

通告番号22番、関根議員より「市立幼稚園の民営化について」質問を受けた。内容としては、現状と今後の計画についてであり、平成28年度実施事業と、今後どのように取り組むかという質問だった。それに対し、現在進めているつくし幼稚園・実花幼稚園の私立化の現状を報告するとともに、今後、平成31年度に新栄幼稚園と大久保保育所を統合した(仮称)大久保こども園を整備することについての現在の進捗状況を答弁した。

今後については、実花幼稚園・つくし幼稚園の私立化を計画通りに進め、平成29年4月から新たに認定こども園として再出発する。平成31年度には新栄幼稚園と大久保保育所を統合して、市内で4番目の市立こども園として整備していく、と概要を説明

貞廣委員

藤崎議員からの再質問の中で、平成23年6月定例会において、放課後児童会の公設公営に関する陳情が採択されているとあるが、採択された陳情はどの程度の拘束力を持つものか。この陳情を越えて、民間委託を検討することのハードルはどれくらいのものか、と質問

小野寺教育総務課長

採択された陳情に法的拘束力はない。しかしながら、議員の総意として採択されたという意味では、非常に重く受け止めなければならないと認識している、と回答

貞廣委員

そうであれば、民間委託の導入を検討するということは、相当程度の必要性・効率性・有効性がエビデンスとして予め提示する必要があるのではないかと思う。今の説明では、最終的に良くなる道筋があまりよく見えないので、しっかりと検証し、説明をするようにしてほしいと質問

梓澤委員長

通告番号23番の木村孝議員からの質問のうち、車いすの児童生徒にやさしい学校づくりについで質問に関して、市内のどの学校に何人くらい車いすを利用する児童生徒がいるのか。また、全ての学校で、車いすの利用ができるよう、バリアフリー化されているのか、と質問

上原指導課長

津田沼小学校、第五中学校、実籾小学校に車いすを利用して生活している児童生徒が在籍している。また、全ての学校においてバリアフリーの環境が整っているわけではない。ただし、今現在、車いすの児童生徒が生活している3校については、階段昇降機を貸し出すなどして対応している、と回答

梓澤委員長

今後の処理方針にあるとおり、子どもに合った教育環境の確保を進めてほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 平成27年度教育費予算の繰越しについて

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

報告事項(2)は、平成27年度教育費予算の繰越しについて、地方自治法施行令の規定により、議会へ報告したので、その内容を報告するものである。

平成27年度教育費予算の繰越し事業に関して、最初に、継続費通次繰越しについては3件あり、谷津小学校校舎改築事業は、840円を、習志野文化ホール大規模改修事業は、1千527万7千800円を、給食センター建替事業は、85万1千円を、それぞれ平成27年度の継続費予算現額のうち残額について、平成28年度に繰り越したものである。

次に、繰越し明許については2件あり、小学校非構造部材耐震対策事業は、翌年度繰越し額2千650万円で、袖ヶ浦東、向山、香澄、谷津南小学校における、学校体育館の非構造部材の耐震対策工事について、入札不調により年度内の工事完了が見込めなかったことから、繰越しを行うものである。また、小学校大規模改造事業は、翌年度繰越し額2億2千247万円で、国の補正予算に

よる交付金を活用し、実施するもので、平成27年度3月補正予算対応であり、事業執行の暇がなかったことから、平成28年度に繰り越して事業を行うものである。各事業の実施時期は、備考欄に記載のとおりである、と概要を説明

梓澤委員長

大規模改修を理由に市の直営とした文化ホールについて、大規模改修工事の現在の進捗状況はどうなっているか、と質問

中村生涯学習部主幹

文化ホールの工事の進捗状況については、現在、平成27年度から引き続き設計業務に取り組んでいる。平成28年度は実施設計を行い、実際に使用する部材など、細かい部分の金額を算出するための設計に取り組んでいる。文化ホールの利用予約は1年前からのため、今後、設計の進捗状況を見ながら来年度の予算編成、利用者への休館期間の告知等に取り組んでいく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

報告事項(3) 市立実花幼稚園及びつくし幼稚園の私立化進捗状況について（学校教育課）

小澤学校教育部主幹

昨年度末に実花幼稚園については社会福祉法人八千代美香会・つくし幼稚園は学校法人田久保学園にそれぞれ移管先法人が決定した。その後法人との調整により、こども園の定員及び施設概要が確定した。

まず定員について、各法人と調整の結果、1号認定いわゆる幼稚園としての定員は、3歳児から5歳児を対象として、現在の各幼稚園の在籍数20人を確保することとした。これに加えて保育所機能として3歳児から5歳児の2号認定と0歳児から3歳児の3号認定をそれぞれ設定し、(仮称)実花こども園は172人、つくしこども園は165人定員とした。

次に施設概要に関し、(仮称)実花こども園の設計内容については、実花幼稚園の敷地5891.36㎡の既存施設は4、5歳児の保育室とし、増設部分には0歳児から3歳児の保育室及び給食室を新たに法人により整備する。実花の豊かな自然環境に合わせ、木造平屋建ての建物を整備したいとの法人の意向である。現在行っている保育を継続しながら工事を行うため、できるかぎり子どもたちの安全確保に努めていく。運動会等については、十分なスペースが確保できることから、変更なく実施できる見込みである。

次に、(仮称)つくしみのりこども園の施設概要について、当初園庭への影響を最小にするために、東側の空地と北側の園庭側との2か所に施設を分けて増設する予定であったが、近隣住民や保護者の意向により、北側に増設施設をまとめることとした。この結果、今年度の運動会を当初は当該園の園庭で実施する予定であったが、急遽大久保小学校の体育館で実施することとなった。

次に(仮称)つくしみのりこども園の増設施設について、既存施設は3、4、5歳児の保育施設となるが、増設部分の1階には1歳児から2歳児までの保育室、こどもセンター及び給食室が、2階部分に0歳児から5歳児までの保育室が配置される。この地域は今後も保育需要が十分見込まれるため、柔軟な対応ができるよう、増設部分にも0歳児から5歳児の保育室を配置した。

終わりに、実花幼稚園・つくし幼稚園両施設の敷地の貸付及び園舎の譲渡について、まず、敷地について貸付面積は実花幼稚園が5891.36㎡、つくし幼稚園が2946.02㎡である。次の貸付形態は、実花幼稚園は小学校敷地の一部であることから、これまでの教育財産として、つくし幼稚園は独立した敷地であることから、教育財産から普通財産に切り替え、貸し付けることとなる。貸付期間は、平成29年4月から30年間、貸付料は公租公課いわゆる固定資産税相当額として、実花幼稚園が3,549,947円、つくし幼稚園が2,580,907円となる予定である。土地の貸付については、12月議会に上程するため、10月の教育委員会会議において、教育財産の貸し付け等として再度審議していただく予定である。

次に既存園舎の有償譲渡について、前例の保育所私立化における施設譲渡と同様の要件とし、不動産鑑定価格の3分の1の額で譲渡する。譲渡日は平成29年4月である。こちらは議会に上程する必要はないが、教育財産の処分となることから、教育委員会での議決をいただく必要があるため、土地の賃借と合わせて10月の教育委員会会議にて審議していただく予定である。譲渡額については、これから評価額の鑑定に再度着手し、10月には示せるようにする、と概要を説明

原田委員

貸付料は30年間の総額か、と質問

小澤学校教育部主幹

年額である、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は了承された。

報告事項(4) 平成28年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について (指導課)

上原指導課長

報告事項(4)は、平成28年度1学期いじめアンケート集計結果と考察について報告するものである。いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるという認識に立ち、平成24年度の2学期より、市内の小中学校を対象に年3回はいじめアンケートを実施する等、各学校と教育委員会がいじめの未然防止、実態の把握と、迅速な対応に努めている。記入方法は、基本的に記名によるアンケートである。ただし中学生は自宅に持ち帰って記入することで、人目を気にせず記入すること、保護者に確認してもらうことができる。また、今年度より小学生についても、学校で記入後自宅に持ち帰り、保護者に確認してもらうなど実態及び発達段階に応じて保護者に確認してもらうようにしている。

平成28年度1学期のいじめアンケートは、6月に市立小中学校全23校および習志野高校を対象に実施した。市立小中学校の児童生徒数は年度を追うごとに若干数ではあるが減少しているが、市内の小中学校のいじめの認知件数はそれと比例しないのが現状である。まず始めに、いじめの認知件数については、小学校で1277件、中学校で92件、高校は1件である。小学校は、前年度同時期に比べて約10%増えている。中学校は、前年度同時期とほぼ同数である。高校は、前年度同時期より減少している。この理由としては、先ほど説明したように、本年度より小学校でも、いじめアンケートを持ち帰るなどして保護者の確認をお願いしたことと、一度でもいじめられて悲しい思いをした場合には、その後仲直りが明らかであっても「いじめられた」に必ずカウントし、いじめの認知件数に入れることなどの指導が周知徹底されたことが考えられる。認知件数が多いこと

は、認知できたいじめの件数が多いということであることから、これからも積極的に認知できるよう引き続き指導をしていく。

次に、学年別の認知件数は小学校2年生をピークに中学校3年生まで減少し続け、高校はごく少数となっている。先ほど説明したように、小さなことも「苦痛」と感じれば「いじめられた」と記述するため、小学校低学年は件数が多いと考えられる。従って、些細なことに対する仕返しや、相手からかうためだけに、むやみに人を叩いたり悪口を言ったりしてはいけないことを、件数の多い低学年のうちにしっかりと具体的な指導することが大切だと考える。

次に、いじめられた相手については、小中学校とも同じクラス、同じ学年がほとんどである。このことから、学級、学年と自分が所属している集団の中でいじめが起きていると考えられる。やはり、学級での授業の充実や行事等の学校生活を通しての良好な人間関係づくりが第一であると考えられる。特に、中学1年生ではいくつかの小学校から集まってくる中での人間関係づくり等をする時期が1学期であることから、課題を抱えているところもあると考える。また、中学校では、部活動でのいじめも発生していることから、やはり、学級、学年での授業、部活動、行事等の学校生活全体を通して良好な人間関係を築いていくこと、分かりやすい授業を展開していくことが大切であると考えられる。

続いていじめの内容については、小学校・中学校ともに悪口・文句・からかい・いじりなどの言葉による暴力が多い。どんな言葉が人を傷つけるのかを学び、心ある言葉を使うようにすること、つまり、言語教育の充実や言語環境の整備などを、教育活動全体を通して実践していく必要があると考える。「暴力」と「仲間外し・無視」が2番目3番目に多い。ここまでは人目につくものなので、教師の観察やクラス内の子ども達からの報告等で把握することが可能である。4番目に多い「物隠し」以降は、件数としては少なくなっているが、表面上に現われないものが多く、陰湿かつ深刻ないじめはむしろこちらの方であると考えている。教職員には、このいじめに気付く目を育てなければならぬと考えている。また中学校では、LINE に代表されるSNSを使ったいじめが発生していること、また、小学校低学年でもインターネットを介したトラブルが生じていることから、情報モラル教育を小学校低学年から実施する必要があると考える。併せて、保護者に対する啓蒙活動も必要だと考える。また、学校の教育活動全体を通して、人権教育や道徳教育の充実を一層図っていくことが大切であると考えられる。

次に、いじめられた時に相談した割合は、小学校では約70%、中学校では約60%である。相談相手については、小学生では家族、担任、友達への相談が、中学生でも、家族、担任、友達への相談が多い。小学生では保護者からの連絡や相談、中学生では家族、担任への相談の割合が高いことがわかる。担任に対する相談に丁寧に応えるのはもちろんのこと、家庭との連携を密にしていくことが大事であると考えられる。特に、相談できずにいる児童生徒への対応については、各校での定期的な教育相談の実施や外部相談機関の周知、外部機関との連携、子ども理解のための研修の充実などを進めていくことが大切であると考えられる。

最後に、いじめの解消率については、小中学校とも約30%である。継続観察中と未解消を合わせるとも完全に解消に至っていない割合は、小中学校とも約70%である。1学期の調査であることから、慎重にいじめに対応していると考えられる。継続観察中とは、担任が両者に「仲直りをさせた」が引き続き観察を継続しているもののほか、いじめられていた本人との面接の中で「もう仲直りした。」「もういじめはなくなった。」と答えたが、担任がまだ心配だと判断し、継続観察している件などが含まれている。一度「いじめた—いじめられた」という人間関係ができてしまった二者関係については、いじめた子どもといじめられた子どもがお互いの人間関係に納得していないケースやいじめられている子どもがいじめる側になることなどがあるため、常に注視が必要であると考えられる。

1学期のアンケート結果を受け、指導課としては、指導主事が、学期末に全小中学校を訪問し、各校のいじめの対応・指導の実際、特に、継続観察中や未解消の事案について聞き取りを行った。聞き取り内容をもとに、事案に対して相談や支援を行ったり、いじめの傾向を分析したり考察したりするなどして、今後の指導事項及び関係機関との連携などに生かしていく、と概要を説明

原田委員

いじめの内容について、お金の要求と物品の要求は恐喝にあたると思う。これらが合わせて100件を超えていることについて、とても多いと感じるが、どのように考えているか、と質問

上原指導課長

金額の大小に関わらず重く受け止め、指導及び経過観察をしているところである、と回答

原田委員

例えばお金を要求された場合、当然保護者も知っているものと思うが、被害届は出しているのか、と質問

上原指導課長

今年度1学期には被害届を出すような事例は発生していないが、双方の保護者には事情を説明し、確認をしている、と回答

原田委員

ではそのような場合には保護者間で弁償させるなど、教育委員会でも対応をしているのか、と質問

上原指導課長

弁償などについては、学校で対応してもらっているが、その事情などについては、指導課でしっかりと把握している、と回答

原田委員

具体的な対応策は考えているか、と質問

上原指導課長

学校がいじめを認知した場合、特に金銭に関わる事案が発生した場合には、必ず指導課に連絡を入れてもらい、指導主事と各校の担当とで連携している。場合によっては、保護者を呼ぶこともあり、指導主事が中立な立場として同席することもある、と回答

原田委員

保護者同士の対立とも絡む問題であるので、かなり慎重に対応しなければならないと思う。この件数はとても多いと思うので、数が多いという認識のもとに、しっかりと対応してほしい、と要望

古本委員

第三者がいじめを認知した場合、どこに報告をすればいいのか。その方法は規定されているか、と質問

上原指導課長

地域の方がいじめを認知した場合、町会長や民生委員など経由で、または直接学校に報告されるケースがある。また、その他市民が認知した場合、直接教育委員会に情報が寄せられるケースがある。規程はないが、いずれにしても、学校ではいじめ防止基本方針をホームページに掲載したり、学校便りを通じて周知したりしている。また、市としても、昨年度11月にいじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載して周知を図り、地域の役割として、ぜひ情報を寄せてほしい旨の記載をしていることから、そのような形で情報収集に努めている、と回答

古本委員

職業柄、いつも怪我をしており、いじめられているのではないかと思う子どもを見かけることがあった。私は学校医をしていたので、学校医として学校を訪れた際に学校にそのことを伝えることができたが、学校医ではない医師は相談する方法が分からないと思う。また学校医であっても、その子どもが通う学校に行くことがなければ、どうすれば良いか分からないと思う。第三者がいじめを認知した場合の報告・相談方法について、もっと周知してほしい。

また、暴力や金品の要求は犯罪であるので、それらが見逃されることがないように、それらをピックアップできるようなシステムを構築してほしい、と要望

上原指導課長

今年度より習志野市いじめ問題連絡協議会及びいじめ問題対策委員会が組織された。そのような協議会等も活用しながら周知に努めていく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は了承された。

議案第32号 平成29年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について (学校教育課)

高橋学校教育課長

本議案は、習志野市立習志野高等学校管理規則第24条の規定により、平成29年度習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。前期選抜、後期選抜という形の現在の入試制度は、平成23年度入試より実施しているものである。前期選抜については2日間で、後期選抜については、1日間で実施する。前期選抜での入学許可候補者の定員については、普通科で60%、商業科で80%以内となっている。ちなみに平成28年度入試については、前期選抜で普通科は60%にあたる144名、商業科は80%にあたる64名が内定という結果であった。

習志野高等学校第1学年の入学者選抜要項については、平成29年度千葉県公立高等学校入学者選抜要項及び同実施細目に準じて作成している。昨年度との主な変更点については、学力検査日等の各種日程である。これは、平成29年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程及び方法と同一日程としている、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議題は、教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価について、教育委員の立場から意見を頂戴すべく、協議いただくものである。主要な施策や事務事業の取り組みについて、点検及び評価を行うことで、課題や方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の推進を資するとともに、市民への説明責任を果たしていきたいと考えている。

教育委員会では、平成26年度に習志野市教育基本計画を改訂し、今後の教育行政の方向性を定めたところである。その方向性に沿って、平成27年度教育行政方針を定め、「豊かな人間性と優れた創造性を育む 習志野の人づくり」の目標像達成に向け、戦略的に取り組む4つの政策と18の基本方針に基づく具体的取組事項を示し、学校・家庭・地域社会が連携・協働して、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、すべての世代の市民が夢をもって学習活動に取り組むことができる生涯学習の構築を使命に、事務事業を実践したところである。

このたびの点検・評価は、教育委員会事務局職員による自己評価、学識経験者の知見もいただきながら、教育行政方針に掲げた目標の達成状況等を評価し、今後の取り組み方針を明らかにしたものである。点検・評価の対象は、習志野市教育課題を踏まえた、平成27年度習志野市教育行政方針に基づく事業・施策に対する教育委員会の平成27年度の取り組み状況、平成27年度に作成した報告書において課題となった事項への平成27年度の対応の状況の2点である。

報告書(案)について、はじめに、教育委員会の活動及び運営状況として、教育委員会会議の開催状況、審議を行った付議案件等について、取り纏めをしている。平成27年度では、合計で62件の付議案件を議決及び承認をいただいたものである。

続いて、その年度に取り組むべき主要事業として定めた、平成27年度教育行政方針に基づき、各課での取り組み状況における、自己評価を取り纏めて記載をしている。例えば、「基本方針1 生きる力の基礎を育む幼児教育の向上」に基づく、具体的な施策について、主な取組と成果、このことにおける今後の課題と方向性を示している。施策(3)では、幼児の安全・安心を守る教育の推進として、各園共通の防災マニュアル、各園の実態に即した防災マニュアルを作成するとともに、毎月、計画的に身を守るための訓練を実施することで、幼児の安全への意識づけを行ってきた。このことに対する、今後の課題と方向性としては、引き続き、幼児の安全のための環境の整備や改善、安全教育の推進のための支援を行っていくことを再確認したところである。このように、平成27年度教育行政方針に基づく、各課での取り組み状況について、自己評価をしている。

続いて、平成27年度において、平成26年度の取り組み状況について評価した際に、取り組みの結果、残された課題となったものについて、具体的には、今後の課題と方向性に示された事項に対してのその後の取り組みを再評価し、掲げている。具体的にどのように取り組んだのか、予算措置の状況、達成度、方向性がどのようになっているのか、再評価をして記載している。

続いて、平成27年度において、平成25年度の取り組み状況について再評価し、その結果の達成度がCあるいはDとして評価したもののついて、その後の取り組み状況を再度評価し、その状況を記載している。

最後に、習志野市の教育課題と平成27年度習志野市教育行政方針を資料の終わりに添付している。

さらに、その次に、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要版を作成し

ている。教育委員会が取り組む施策の中で、数値で表せる内容で顕著に実績を伸ばしている施策、更なる取り組みが必要な施策等を取り上げ、概要版として取り纏めたものである。初めに、基本方針として定めた、「子育て・子育て支援の充実」に基づく取り組み、多様なニーズに対応した子育て支援について、事業概要及び預かり保育の実績を数値化して表し、評価結果も併せて記載している。

次に、昨年度も取り上げた施策であり、大きな教育課題のひとつである、いじめ、不登校の未然防止、解消に向けた取り組みに関するものである。これは、継続的に取り組まなければならない施策でもある。いじめの現状、不登校の発生率の推移について、視覚的に情報発信をしていく。

次に、更なる工夫が必要な施策例について、子どもを未来へつなげる教育の展開では、習志野市独自に実施している学力調査結果、あるいは、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、単に点数の結果だけに捉われることなく、課題を明確にし、一例ではあるが、課題を解消するための授業改善を行うとともに、教員の指導力向上につなげているところである。このように、課題意識をもって取り組みを行っている施策ではあるが、引き続き、授業形態や指導方法の工夫・改善に取り組むべきものとして、取り上げたものである。

次に、生涯学習の分野についても目を向けてみると、実績を伸ばしている施策例の一つであるが、基本方針として定めた、地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくりでは、地域住民との協同による防犯・補導活動の推進を施策として掲げ、安全を守るシステムづくりに取り組んでいく。補導件数とパトロール数の推移は、グラフ化して掲載している。評価としては、ゲームセンターでの声掛けや補導パトロール数を増やしたことに伴って補導件数が減ってきていることから、このことが抑止力に繋がっていることが見てとれる。また、「子ども110番の家」も現在1,108件となっており、当事業が発足した平成10年の684件から大きく増加している。このように、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整えるほか、今後においても、より機能する体制づくりを構築していく。

この概要版については、毎年度、いくつかの教育委員会が取り組んだ施策を取り上げて、少しでもわかりやすく情報発信を行うことで、多くの市民の方々に教育行政を感じていただくという狙いがある。点検・評価の結果は、平成29年度の教育行政方針の策定、予算編成に反映するとともに、事務事業の改善等に活かしていく、と概要を説明

貞廣委員

大学で予算を要求する際にも、国の施策で予算折衝する場を見ている、昨今では、数のエビデンスを求められることが多い。これまでは教育の最も大切な部分こそ数値化できないと主張してきたが、そうとばかりも言ってはいただけないと思う。しかしながら、突然全てを数値化するのは難しいと思うので、長期的に対応できるように考え、少しずつでも、できるところから、施策効果の数値化を意識していってほしい、と要望

小野寺教育総務課長

予算を確保する上では、やはり効果を数値で示さないと、なかなか予算を確保できないという実態がある。これは本市の点検・評価の1つの姿であるが、全国の自治体でも同様の形で点検・評価をしている。現在の形にとらわれることなく、他市の状況も積極的に参考にしながら、改革・改善を加えていきたい、と回答

原田委員

継続する課題の再評価のうち、「基本方針6 魅力ある市立高校づくり」の、施策(1)多様な高

校教育の展開について、平成27年度の報告書で示した課題として、「行ける大学から行きたい大学への選択を基本とした進路相談」とあるが、これが進路指導をする上で当たり前の考え方だと思う。しかしながら、進路先の大学名を見たときに、入れる大学に進んでいると感じた。文武両道を掲げているのだから、「文」にもっと力を入れてほしい。そのために、もっと「行きたい大学」を意識してほしい。能力のある生徒がたくさんいるのだから、創意工夫を凝らした進路指導をしてほしい。スポーツ推薦に頼りすぎず、来年度の報告書では達成度が A と言えるよう、しっかりと取り組んでほしい。習志野高校は大学進学率が良いように見えるが、実態としてはスポーツ推薦で大学に進学している生徒が多い。「文武両道」を掲げているからには、達成度が A と堂々と言えるような進路指導をしっかりと行ってほしい、と要望

高橋学校教育課長

行きたい学校に行けるような進路指導が本来の姿であると思う。3年生になってからいきなり進路のことを言われても生徒にとっても見通しを持つことが難しいと思うので、1年生のうちから継続した進路指導ができるよう、習志野高校とも連携を深めて取り組んでいく、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成28年8月17日(水)午後1時30分に決定された。

その他

古本委員

昨日、神奈川県相模原市の障害者施設において、とても不幸な事件が発生した。一時期、学校や保育園のセキュリティが厳しくなっていたが、だんだんと緩くなってきているように感じる。特に社会的に弱い子どもたちの安全を守ることにについて改めて考え、施設のセキュリティについて再確認してほしい、と発言

小熊学校教育部次長

この件について、昨日、市長事務部局とも協議をし、副市長より本日付けで施設の安全管理についての依命通知が出された。それを受け、教育委員会としても所管している教育施設に対し、施設の安全管理について改めて通知するとともに、安全確認の徹底に努めていく、と回答

<議案第31号及び第33号ないし第37号については非公開。

ただし、議案第31号、第35号及び第36号については、平成28年9月1日をもって市長から議会へ提案されたため、議案第33号及び第37号については、平成28年8月31日をもって業務が完了したため、会議録を公開とする。>

議案第31号 平成28年度教育費予算案(9月補正)について

(教育総務課)

小野寺教育総務課長

本議案は、給食センター施設整備・維持管理運営費 PFI 事業について、事業者選定を行うにあたり、債務負担行為を設定するため、平成28年度9月補正予算案として、市長に申し入れを行うものである。債務負担行為の事項については、給食センター施設整備・維持管理運営 PFI 事業である。この事業概要について、債務負担行為設定理由としては、PFI 方式により実施する、給食センター建替事業について、PFI 事業は、初期整備費の割賦払い及び維持管理・運営について長期契約を行うことから、事業者へのサービス対価支払いが複数年にわたる契約となるためである。事業者選定にあたり、総合評価一般競争入札にて行うため、平成28年10月に事業者募集の入札公告を行うことから、債務負担行為を設定するものである。この債務負担行為の限度額は、73億2千万円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内である。なお、事業者との契約は平成29年6月に締結予定のため、平成29年度当初予算において、改めて債務負担行為を設定する必要がある、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第33号 平成29年度使用教科用図書の採択について

(習志野市立習志野高等学校の図書)

(学校教育課)

高橋学校教育課長

本件は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された、教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。

選定に至るまでの経緯については、学習の系統性等を十分考慮し、職員会議を経て、校長による、公平かつ公正な選定が行われた。平成29年度から、新たに選定された教科用図書は、全日制の課程で60冊中、5冊ある。新たに採用された教科書の一例として、理科の化学基礎で扱う啓林館「化学基礎 改訂版」については、図や写真がわかりやすく、バランスも良く、章末問題やまとめの部分も工夫されており、視覚的にわかりやすく難易度も生徒にあっているものとなっている。その他に関しては、今年度使用した教科書会社と同じ系列の教科書を学年進行に伴って、平成29年度も使用し、生徒の系統的な学びができるように選定した。詳細については、教科書選定理由書に記載のとおりである。

なお、教育委員会会議後、平成29年度使用の教科用図書の需要数について、千葉県教育委員会教育長あて、習志野高等学校長より、第2表 平成29年度使用教科書一覧表をもって報告するものである、と概要を説明

原田委員

小中学校の教科書について大きな話題となっていたが、高校の教科書についても指導書やテスト問題集等をもたらたりしているのではないかと質問

高橋学校教育課長

昨年、教科書についての問題が明らかになったので、今年度の採択についても特に疑義が生じることのないよう、習志野高校に対して幾度となく注意喚起をしている。ワーク等を無償でもらう

ことも、疑義が生じることの1つであるので、そのようなことがないように注意して採択を行うよう指示をした。その結果、今のところワーク等を受け取ったという報告はなく、適正に行われたものと認識している、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第34号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について (学校教育課)

高橋学校教育課長

習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された。

議案第35号 習志野市生涯学習地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (社会教育課)

佐々木社会教育課長

生涯学習地区センターゆうゆう館については、今年度末で2年間の指定管理期間が満了となる。また、大久保地区公共施設再生事業により、平成29年度から3年間で機能停止となる。このような状況の中、ゆうゆう館は、来年度から機能停止となる平成31年度までの3年間、指定管理ではなく市直営での管理運営を行うこととした。

市が直営で管理運営を行う理由としては、今後、近隣住民や利用者への大久保地区公共施設再生事業の進捗状況など、説明責任を果たす必要があること、新たな施設利用に向けた、大久保、屋敷公民館を含めたサークル、団体間の調整業務が発生すること、施設閉鎖に向けた準備が発生すること、など、平常業務以外の業務が生じるが、これら業務を円滑に進めるためには、大久保公民館や屋敷公民館と同条件である、市直営施設として、引き継ぎ・調整を行うことが重要であり、公平な市民サービスの提供につながるものと考え、平成29年度から、ゆうゆう館が機能停止となる平成31年度までの3年間は、市直営による管理運営を行うこととした。このことから、習志野市生涯学習地区センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するものである。

変更箇所については、指定管理者による管理について規定する第8条を削除し、第9条を第8条とするものである。なお、本条例の施行については、平成29年4月1日からとなる。

今後の予定としては、本委員会承認をいただけたら、平成28年市議会第3回定例会の議案として上程し、議会の承認を求めていく、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第36号 習志野市教育機関設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (青少年課)

佐久間青少年課長

現在建設中の新庁舎の建設後、市庁舎が移転する。そのため、習志野市青少年センターの位置を新庁舎内に移転するため、本条例の一部を改正するものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第36号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第37号 平成29年度使用教科用図書の採択について

(小学校、中学校及び特別支援教育の図書)

(指導課)

上原指導課長

これは、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、学校教育法第34条及び附則第9条に規定され、さらに習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号に規定する、平成29年度小中学校で使用する教科用図書及び特別支援学級で使用する一般図書の採択を依頼するものである。なお、小・中学校においては、4年間同一の教科書を採択することとされていることから、小学校では、平成26年度に採択した教科書を、中学校では平成27年度に採択した教科書を、平成29年度も引き続き使用することとなっている。

したがって本年度は、特別支援学級で使用する一般図書について、葛南東部採択地区協議会で調査や協議を行った。調査内容は、新たに県が選定した一般図書8冊について調査委員が内容、組織・配列、表現、造本の4つの視点で研究調査を行い、平成28年7月25日(月)に開催した、平成28年度第2回葛南東部採択地区協議会において、調査委員から、新たに県が選定した一般図書8冊について報告があった。

それでは、調査委員の報告の概要について説明する。はじめに、「ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの1ねんかん」については、見開きの左右に絵と文字が表記されており、見やすく分かりやすくなっている。また、文章にリズムがあり、読みやすく、音読にも適している。

次に「ひとりだちするための算数・数学」については、「基礎を学ぼう」と「生活シーンで学ぼう」に分かれおり、実生活に役立つ構成となっている。特に、「スーパーに買い物に行こう」など、生活に身近なテーマが扱われていて、直接記入もできる。

次に「はっけんずかん のりもの改訂版」については、絵の中の扉を開くと、具体的な乗り物の様子がわかる仕掛けになっていて、興味・関心をひきやすくなっている。

次に「あそびのおうさまずかん1 からだ増補改訂」については、見え方の「クイズ」から始まり、興味のわく導入になっている。また、子どもの等身大に近い人体図が示されており、直接比較ができる仕組みになっている。

次に「5訂版 歌はともだち」については、遊び歌の「おちゃらか ほい」から「旅立ちの日に」や「遠き山に日は落ちて」など、様々なジャンルの歌が取り上げられているので利用の幅が大きくなっている。また、挿絵があり歌の情景が掴みやすくなっている。

次に「くらしに役立つ理科」については、内容的には自立した社会生活を送るための知識を獲得できる本で、「健康なくらし」、「自然とくらし」、「便利なくらし」というように、くらしと結び付けられている。また、実験・観察につながる内容があり、体験を通して学ぶことができる。

次に「はじめてのこうさくあそび」については、見開きで、1作品が示され、見やすく分かりやすい構成になっている。

最後に「しごとば」については、人の動きや表情などがイラストで描かれている。「仕事場」の頁で出てくる道具のうち、専門的なものは、道具の頁で説明されていて分かりやすくなっている。

報告後の協議会においては、以上の一般図書8冊について、それぞれ障害の程度に応じた適切な教科書である、と判断して新たに選定し、一般図書一覧に追加した、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第37号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成28年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言